

「関門航路周辺海域における土砂処分場計画」に対する環境省意見

環境省

「関門航路周辺海域における土砂処分場計画」では、国土交通省が策定した「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」の趣旨を踏まえた検討が進められているが、その一環において、環境省が取りまとめた「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」に基づく戦略的環境アセスメント（SEA）も行われている。

以下は、これらのガイドラインに基づき、「関門航路周辺海域における土砂処分場計画」に対して環境の保全の見地から意見を述べるものである。

1．土砂処分場を設置しない案の検討について

本事業計画は、土砂処分場候補海域ゾーン ～ についてそれぞれ1案ずつ、さらに土砂処分場を設置しない案を加えた計4案を比較検討している。これらの海域は、いずれも瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第2条第1項に定める瀬戸内海の海面内に位置しているところであるが、同海域内における埋立てを伴う土砂処分場の設置は、同法第13条第1項の埋立てについての規定の運用に関する基本方針に沿って厳に抑制すべきであることから、瀬戸内海の環境への影響が最少となる土砂処分場を設置しない案についても可能性を排除することなく検討すること。

2．土砂処分場の設置海域を選定する際の配慮事項について

設置の必要性について十分検討した上で土砂処分場を設置することとなった場合、瀬戸内海海域における埋立てを行わざるを得ない事情について、改めて十分な説明を行うとともに、3案から土砂処分場の設置海域を決定する際には、以下の点に配慮・留意する。

（1）3案は、いずれも曾根干潟の近隣に設定されている。曾根干潟は、シギ・チドリ類の重要な渡来湿地等に位置付けられていること、同干潟を利用するクロツラヘラサギ、ズグロカモメや繁殖が確認されているカブトガニ等、環境省レッドリストに掲載されている種を含め多くの種が生息していることから、それらを含む多様な野生動植物の生息・生育環境に十分配慮すること。（共通事項）

（2）各候補海域個別の特性として、以下の点に留意すること。（個別事項）

<ゾーン >

埋立てによる潮流の変化が、貴重な種が生息・生育する今津干潟や曾根干潟、これらの干潟の周辺海域の水質や堆砂環境等に影響を与えるおそれがあること。特に、埋立ての位置、形状によっては曾根干潟周辺海域の閉鎖性を高めること。また、現在計画されている新門司南地区公有水面埋立事業との位置関係、事業実施のタイミングによっては、環境への影響が増幅されるおそれがあること。

<ゾーン >

埋立てによる潮流の変化が曾根干潟、同干潟の周辺海域の水質や堆砂環境等に影響を与えるおそれがあること。また、現在計画されている新門司南地区公有水面埋立事業との位置関係、事業実施のタイミングによっては、環境への影響が増幅されるおそれがあること。

<ゾーン >

埋立てによる潮流の変化が曾根干潟や人と自然とのふれあい活動の場である簗島干潟・筑豊県立自然公園、これらの周辺海域の水質や堆砂環境等に影響を与えるおそれがあること。特に、埋立ての位置、形状によっては曾根干潟周辺海域の閉鎖性を高めるおそれがあること。

3. パブリックコメントの集約及び公表について

本事業計画の検討においては、土砂処分場を設置しない案を含む4案を設定し、パブリックコメントを実施している。

パブリックコメントの集約に当たっては、当初の7案からパブリックコメントの対象とした4案を選定した経緯並びに環境影響に係る調査、予測及び評価の内容について可能な限り詳細に公表することが必要である。また、4案の中からの選定経緯の公表に当たっては、いわゆるゼロオプションについては、戦略的環境アセスメントを構成するプロセスとして重要であることから、土砂処分場を設置しない案を検討した経緯についても、併せて詳細に公表することが必要である。

さらに、土砂処分場を設置する案の前提となる航路浚渫についても、その実施による関門航路や新門司航路、これらの周辺海域への環境影響について、明らかにすることが必要である。

4. 瀬戸内海海域における埋立処分の抑制について

1. で記述したとおり、これらの海域はいずれも、瀬戸内海環境保全特別措置法第13条第1項の埋立てについての規定の運用に関する基本方針に沿って埋立てを厳に抑制すべき海面内に位置しているにも関わらず、過去多くの埋立てが行われてきた結果、既に大きな環境変化が生じている海域である。

そのため、土砂処分場を設置する場合には、浚渫土砂の他の事業における有効活用等により、可能な限り埋立処分量を削減し、瀬戸内海における埋立規模を縮小するよう検討するとともに、土砂処分場の設置に当たっては環境変化を最小限にとどめるよう最大限配慮すること。

さらに、今回の事業実施後、継続的な実施が想定される関門航路等における維持を目的とした浚渫により発生する土砂の処理について、瀬戸内海環境保全特別措置法を遵守し、瀬戸内海の埋立てが厳に抑制されることとなるよう、長期的、総合的な観点から浚渫土砂量の低減又は有効活用等について具体的に検討し、将来にわたり埋立処分量を可能な限り削減するよう努めることが必要である。

以上